

入札説明書

1 賃貸借場所及び面積（詳細は別紙のとおり）

入札は、下記物件番号ごとに行う。

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	岐阜県福祉友愛プール 岐阜市鷺山向井2563-18	1 F ラウンジ	2.00㎡	1台
			幅2.0m×奥行1m	
2	岐阜県福祉友愛プール 岐阜市鷺山向井2563-18	2 F トレーニング室前	2.00㎡	1台
			幅2.0m×奥行き1m	

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関

与している個人又は法人等

- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、自ら管理・運営する自動販売機設置業務につき、3 年以上の実績を有していること。
- (7) 岐阜県税（法人の県民税、事業税及び軽油引取税に限る。）について、未納（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、岐阜県福祉友愛プールの指定管理者である（一社）岐阜県障害者スポーツ協会（以下、「協会」という。）が、設置事業者に対し、建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間とし、期間の延長及び更新はしません。

(3) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

賃貸借料は、契約期間の月数で均等分割して、各年度ごとに納付してください。

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができるものとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、協会が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、賃貸借料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、協会の指示に従うこと。

エ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 回収ボックスは、自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。また、回収ボックス（協会側が自動販売機用として設置したものも含む。）に収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

カ 日常的な自動販売機の運用における便宜の供与（障がい者等が購入する際の支援・介助等）は、協会職員が行うため、それらの実施に伴う業務の事前及び随時の説明・指導等を行うこと。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を協会に請求することができません。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当者

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

(一社) 岐阜県障害者スポーツ協会 総務課 黄地 (おおち)

電話 058-273-1111 (内線 2541)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成31年2月28日（木）から平成31年3月7日（木）までの毎日
（協会の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

4の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望する者は、次項に定める書類を提出しなければならない。

イ 提出書類（提出部数各1部）

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1）・・・両面印刷してください。
- ② 誓約書（様式第2）（代理人により入札する場合でも本人の誓約書が必要）・・・両面印刷してください。
- ③ 設置する自動販売機のカatalog等
- ④ 県税事務所が平成30年度中に発行した納税証明書

ウ 提出期限 平成31年3月14日（木）

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。
郵送の場合にあっては、期限までに4の(1)へ到達したものを有効とする。

5 入札保証金及び契約保証金

入札参加者は、入札前（受付時）に次の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金 入札しようとする額の100分の5以上の額（入札物件ごと）

入札保証金は落札後（全ての入札手続き終了後）に還付します。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

落札者は、契約締結前に次の契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金 契約金額が500万円未満の場合にあっては、当該額の100分の10以上、契約金額が500万円以上の場合にあっては、当該額の100分の5以上100分の10以内において、本会会長が定める額以上の額

契約保証金は、自動販売機設置の検査後に還付します。

上記保証金は、現金とします。ただし、無記名の国債証券又は岐阜県公債証券（価格は額面金額）をもってこれに代えることができます。

なお、入札に加わろうとする者が、過去2年の間に岐阜県との間で同等規模の自動販売機の設置業務を2回以上実施しているときは、保証金の納付は免除します。

6 入札の日時等

(1) 日時・場所

日時

物件番号	設置場所	入札日時
1	1Fラウンジ	平成31年3月20日(水) 14時20分
3	2Fトレーニング室前	平成31年3月20日(水) 14時40分

場所 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18

入札：岐阜県福祉友愛プール 2F会議室

※受け付けは13:15から14:10の間に同施設内1F受付カウンターにて実施します

- (2) 入札の受付は、13:15～14:10の間に行います。入札は、上記開始時間を厳守して実施しますので、受付時間及び開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。なお、入札保証金の納付が必要な参加者は、入札保証金受領の手続きに時間を要すると見込まれるため、遅くとも13:30までに受付を行ってください。

また、一度入札会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。入札会場内では、私語、携帯電話等による会場外との連絡はできません。

- (3) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は1名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状（様式第4）を作成の上、提出してください。ただし、1人で複数の代理を兼ねることはできません。（同一物件において、複数の事業者の代理人とはなれないという趣旨です。一事業者の代理人として、複数の物件の入札に参加することは可能です。委任状の物件番号の表に○をつけてください。）

7 入札日の持参品等（必要数）

- (1) 入札書（様式第3）

- (2) 委任状（様式第4）

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要です。申込者本人以外の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

- (3) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

- (4) 筆記用具（黒又は青の万年筆若しくはボールペン）

- (5) 身分証明書（ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの。例：運転免許証）

- (6) 入札用定型封筒

- (7) 入札保証金（現金又は無記名の国債証券又は岐阜県公債証券）

8 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札参加者は、岐阜県福祉友愛プールへの自動販売機設置に係る一般競争入札公告、本説明書及び契約書（案）並びに賃借物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

- (2) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

- (3) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印（代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑）のうえ封かんし、入札者の氏名（代理人の場合は、代理人の氏名）を明記して、所定の入札箱に投函してください。

(4) 入札用封筒

(表)

物件番号○
入 札 書 在 中
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

(5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。

(6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができません。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
- ③ 指定の時刻までにされなかった入札
- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が1人で2以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥ 代理人が2人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑧ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ⑨ 入札保証金を免除した場合を除き、入札保証金の全部又は一部が納付されていない入札
- ⑩ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑪ 必要な記載事項を確認できない入札
- ⑫ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑬ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑭ 競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に、岐阜県が行う契約からの

暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者がした入札

- ⑮ 郵便または電信による入札
- ⑯ その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札金額

- (1) 入札金額は、3 (2) の貸借期間中の貸借料の総額を記入してください。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額のうち、平成31年9月30日までの貸付分に係る金額については当該金額の100分の8に相当する額を、平成31年10月1日からの貸付分に係る金額については当該金額の100分の10に相当する額を加算した額の合計（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、平成31年9月30日までの貸付分に係る金額の108分の100に相当する額と、平成31年10月1日からの貸付分に係る金額の110分の100に相当する額との合計額を入札書に記載してください。

10 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、協会が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
 - ②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

11 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、入札情報はすべて情報公開の対象となります。

12 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

13 契約の締結

- (1) 別紙岐阜県福祉友愛プール施設賃貸借契約書（様式第5）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込者名義で行います。
- (4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（2の（3）の各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとします。
また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収します。

14 その他

- ・この説明書に定めのない事項については、（一社）岐阜県障害者スポーツ協会会計規定及びその他関係法令等の定めるところによります。なお、実施にあたっては、地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則、岐阜県公有財産事務処理規程、岐阜県会計規則、岐阜県会計規則取扱要領等を参考とします。

【問い合わせ先】

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館5階
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会 担当：黄地（おおち）
TEL 058-273-1111（内線2541） FAX 058-273-9308
E-mail gisyousupo@human-i-land.com

※入札場所は「岐阜県福祉友愛プール（岐阜市鷺山向井2563-18）」です。